

カリキュラム 《子ども運動教育学科》

(平成31年度入学生用)「19番代」

新しい「教養教育」の実施について

子ども運動教育学科授業科目及び単位数
(平成31年度入学生用)「19番代」

仙台大学教育課程及び履修方法に関する規程
(平成31年度入学生用)「19番代」

＜子ども運動教育学科＞

(1) 試験細則

(2) 受験心得

仙台大学教職課程の履修等に関する規程
(平成31年度入学生用)「19番代」

＜子ども運動教育学科＞

仙台大学教育実習の履修許可基準に関する内規
(平成31年度入学生用)「19番代」

＜子ども運動教育学科＞

仙台大学保育士養成に関する規程
(平成31年度入学生用)「19番代」

仙台大学保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの履修許可基準に
関する内規
(平成31年度入学生用)「19番代」

新しい「教養教育」の実施について

学 長

平成23年度入学生から、新しい「教養教育」を導入しました。

新しい「教養教育」は、一言で言えば、仙台大学が体育／スポーツ・健康諸科学を専攻領域としていることから、これに見合う体育系大学らしい「教養教育」を実施しようということでもあります。

1. 概要は、次の通りです。

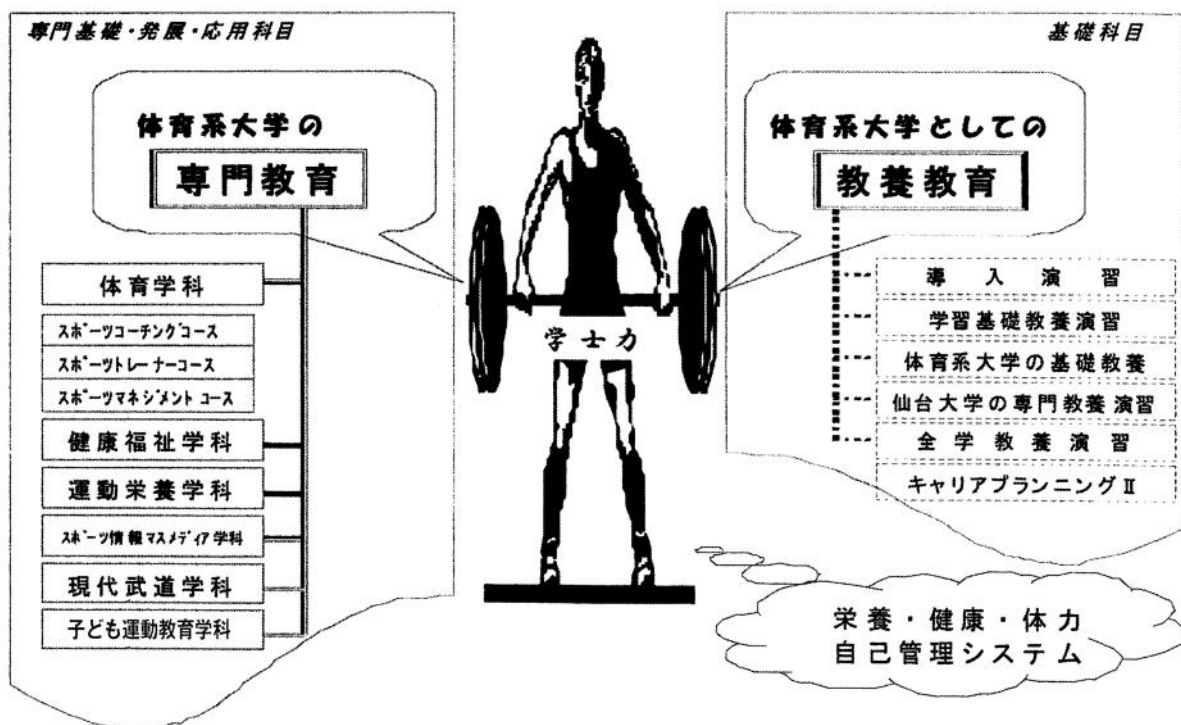
① 学生諸君は、仙台大学体育学部のなかで、「体育」、「健康福祉」、「運動栄養」、「スポーツ情報マスメディア」、「現代武道」および「子ども運動教育」の6つの学科のいずれかに所属し、それぞれの学科が実施する「**専門教育**」について、4年間、学習します。(体育学科は、さらに「スポーツコーチング」、「スポーツトレーナー」、「スポーツマネジメント」の3つのコースに分かれ、学年進行とともに、いずれかのコースに所属します。)

② そして、これら**体育系大学の「専門教育」**の学習を支える基盤となるものが、**体育系大学としての「教養教育」**であります。

「**教養教育**」に関する科目は、各学科のカリキュラムのうち「**基礎科目**」という範疇に属し、その一部を構成しております。これは、全学科共通であります。具体的には、「**教養基礎科目**」のなかの「**導入演習**」と「**学習基礎教養演習**」、「**教養展開科目**」のなかの「**体育系大学の基礎教養**」、「**仙台大学の専門教養演習Ⅰ～Ⅲ**」および「**全学教養演習**」、そして、「**人生設計科目**」のなかの「**キャリアプランニングⅡ**」の6科目が**体育系大学としての「教養教育」**に関する科目に該当しております。(「仙台大学の専門教養演習Ⅰ～Ⅲ」は、2～4年次に配当される科目で、3つの学年が活動単位ごとに一緒に受講することから、便宜上、2年生対応科目を「Ⅰ」、3年生対応科目を「Ⅱ」、4年生対応科目を「Ⅲ」と呼称しますが、授業としては同一の1つの科目です。)

③ さらに、**体育系大学としての「教養教育」**での学習を実践的に補完するものが、「**栄養・健康・体力自己管理システム**」です。これは、学生食堂での喫食から得られる栄養情報、健康診断やインボディ測定等から得られる健康情報、文部科学省体力テストの実施等から得られる体力情報、これらを学生諸君の一人ひとりが学生証カード(学籍番号)を介したITを活用し、体育系大学学生として学生生活を自己管理するために、自らの身体状況を収集・分析するシステムです。

以上の説明から理解されるように、目指しているのは、まさに、体育系大学ならではの「**教養**」の獲得です。これを図式化すれば、次のとおりとなります。



2. この試みの背景は、次の通りです。

① 「**学士力**」という言葉があります。これは、「学士」としての「力」を持つということです。

仙台大学で云えば、大学卒業時には、体育系大学たる仙台大学の学士課程で学習した体育／スポーツ・健康諸科学についての知識・技術を活用して社会に貢献できるような職業人としての能力を保有するようになりなさい、保有して初めて「学士」という称号を以て国際的にも社会が受け入れてくれます、ということをお願いしております。

② 中央教育審議会では、学士力の主な内容として、「**知識・理解**」、「**汎用的技能**」、「**態度・志向性**」および「**統合的な学習経験と創造的思考力**」を挙げております。これを仙台大学での学習に当てはめれば、

「**知識・理解**」とは、体育／スポーツ・健康諸科学の基本的知識を体系的に理解し、その知識体系の意味と自己の存在を人文・社会・自然と関連付けて理解することです。スポーツ等における多文化・異文化に関する知識の理解も含まれます。

「**汎用的技能**」とは、コミュニケーション・スキル（日本語と特定の外国語を用い、スポーツ等に関し、読み、書き、聞き、話す技能）、数量的スキル（スポーツに関する自然や社会的事象について、指標等を活用して分析し、理解し、表現する技能）、情報リテラシー（情報通信技術を用いて、スポーツ等に関する多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って情報を効果的に活用する技能）、論理的思考力（スポーツ等の情報や知識を複眼的、論理的に分析し表現する技能）、問題解決力（スポーツ等の問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、確実に解決する技能）などの能力のことです。

「**態度・志向性**」とは、自己管理能力、チームワーク・リーダーシップ、倫理観、市民としての社会的責任、生涯学習力などの能力のことです。

「**統合的な学習経験と創造的思考力**」とは、体育／スポーツ・健康諸科学から獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力のことです。

体育系大学としての仙台大学ならではの「**学士力**」の獲得・定着に如何に取り組むか、これが、今回の新しい「**教養教育**」実施の背景であります。

3. 仙台大学としての取り組みの視点・概要は、次の通りです。

① 仙台大学で学ぶ学生諸君は、いずれもスポーツを愛好し、社会に出てからも、保健体育教員その他、何らかのカタチでスポーツに関わることを望んでおります。そして、そのために、体育／スポーツ・健康諸科学を専攻分野としております。

② それであれば、大学側も、その要望に沿った教育体系を採用する責務があります。そのために新たに設定した科目群が「**学習基礎教養演習**」（1年次）であり、「**体育系大学の基礎教養**」（1年次）および「**仙台大学の専門教養演習Ⅰ～Ⅲ**」（2～4年次）であります。体育／スポーツ・健康諸科学という体育系大学の「**専門教育**」の学習を支えるものとすべく、これらを新しい「**教養教育**」として体系付けました。

③ 「**学習基礎教養演習**」は、「**専門教育**」の学習にあたって、その履修・修得を支える「**レポート作成の技法**」その他5つの基本的技法について学びます。「**体育系大学の基礎教養**」は、自分の所属する学科の「**専門教育**」が体育／スポーツ・健康諸科学の学問体系のなかで、どのような位置付けになっているか等について学びます。これらは、仙台大学における4年間の学習継続に際して、基本的な素地となります。

④ 「**仙台大学の専門教養演習Ⅰ～Ⅲ**」は、競技スポーツ部活動その他、学生諸君の集団活動毎に2～4年次まで合同で授業を展開し、例えばサッカーその他競技種目ごとに当該競技の実践に必要な教養（人文・社会・自然各科学の様々な分野毎の教養—例えば「サッカー競技と哲学」etc.—）について学びます。これこそ、まさに体育系大学としての「**教養教育**」と言えるものであります。

仙台大学の学生諸君が、学生時代に最も関心を寄せるスポーツ活動について、これに関わる「**専門教育**」の学習とともに、スポーツの実践を通じて体育系大学としての「**教養教育**」を体験する、このことが、体育系大学たる仙台大学としての「**学士力**」付与において、最も有効な手立てとなるべきものと考えております。

学生諸君の積極的な参加を期待しております。

以 上

子ども運動教育学科授業科目及び単位数（平成31年度入学生用）「19番代」

1 基礎科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考											
				1年		2年		3年		4年													
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年									
教養基礎科目	導入演習	演習	2		○																		
	情報処理	演習	2		○																		
	学習基礎教養演習	演習	2		○																		
	英語A(含外国語コミュニケーション)	演習	2		○																		
	英語B(含外国語コミュニケーション)	演習	2		○																		
教養 展 開 科 目	哲学入門	講義	2		○			○												3分野から1科目 以上計6単位以上 選択必修			
	現代の思想	講義	2		○			○													人文分野		
	心理学概論	講義	2		○			○														社会分野	
	人の心と行動	講義	2		○			○															社会分野
	ことばと人間A	講義	2					○															
	ことばと人間B	講義	2					○												社会分野			
	日本の文化I	講義	2		○																社会分野		
	日本の文化II	講義	2		○																	社会分野	
	社会学概論	講義	2		○				○														社会分野
	社会構造と人間関係	講義	2		○				○														
	消費経済とスポーツ	講義	2		○				○											社会分野			
	世界経済・日本経済とスポーツ	講義	2		○				○												社会分野		
	法学	講義	2		○				○													社会分野	
	歴史学入門	講義	2		○				○														社会分野
	歴史と人間	講義	2		○				○														
	生物科学	講義	2		○				○											自然分野			
	エコロジー概論	講義	2		○				○												自然分野		
	教養数学	講義	2		○				○													自然分野	
	体育系大学の基礎教養	講義	2		○																		「認定」科目
	仙台大学の専門教養演習Ⅰ	演習	2							○													
仙台大学の専門教養演習Ⅱ	演習	2									○								「認定」科目				
仙台大学の専門教養演習Ⅲ	演習	2		2																「認定」科目			
全学教養演習	演習	2						○													「認定」科目		
海外 文 化 科 目	イングリッシュ・トランスレーション	演習	2							○													
	イングリッシュ・リーディングA	演習	2						○														
	イングリッシュ・リーディングB	演習	2						○														
	英会話A	演習	2						○														
	英会話B	演習	2						○														
	スポーツ&イングリッシュ	演習	2								○												
	ドイツ語Ⅰ	演習	2								○												
	ドイツ語Ⅱ	演習	2								○												
	スペイン語Ⅰ	演習	2								○												
	スペイン語Ⅱ	演習	2								○												
	中国語Ⅰ	演習	2						○														
	中国語Ⅱ	演習	2						○														
韓国語Ⅰ	演習	2						○															
韓国語Ⅱ	演習	2						○															

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考			
				1年		2年		3年		4年					
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年	
科 海外文化 目 文化	日本語Ⅰ	演習	2	○											
	日本語Ⅱ	演習	2	○											
	日本語Ⅲ	演習	2	○											
	日本語Ⅳ	演習	2	○											
科 人生設計 目 設計	キャリアプランニングⅠ	講義	2	○										「認定」科目	
	キャリアプランニングⅡ	講義	2			○									
	キャリアプランニングⅢ	講義	2					○							

- 注 1) 基礎科目は、教養基礎科目10単位、教養展開科目14単位以上及び、人生設計科目6単位の計30単位以上を修得しなければならない。
- 2) 基礎科目で、必要な単位を超えて修得した単位はすべて卒業単位に含めることができる。

2 専門基礎科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考		
				1年		2年		3年		4年				
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年
講 義	スポーツ社会学	講義	2	○										
	スポーツ心理学	講義	2	○										
	スポーツバイオメカニクス	講義	2			○								
	運動生理学	講義	2			○								
	スポーツ指導の基礎(含実習)	講義	2			○								
	幼少年体育論	講義	2			○								
	子どもの生活Ⅰ	講義	2	○										
	子どもの生活Ⅱ	講義	2	○										
	体育講義	講義	1	○										
	幼児体育論	講義	2	○										
	子どもと発育	講義	2	○										
実 技	子どもとあそび	実技	1	○										
	トレーニングの基礎	実技	1	○										
	陸上競技	実技	1	○										
	器械運動	実技	1			○								
	水泳	実技	1	○										
	バレーボール	実技	1	○										
	バスケットボール	実技	1			○								
	ハンドボール	実技	1			○								
	サッカー	実技	1			○								
	ラグビー	実技	1			○								
	柔道	実技	1	○										
	剣道	実技	1	○										
	ダンスⅠ	実技	1	○										
	海浜実習	実技	1	○										
	スキーⅠ	実技	1	○										
	スケート	実技	1	○										
	キャンプ	実技	1			○								

- 注 1) 専門基礎科目は、講義及び実技科目について、計23単位以上修得しなければならない。
- 2) 専門基礎科目で、必要な単位を超えて修得した単位はすべて卒業単位に含めることができる。

3 発展科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
幼児体育指導論	講義	2				○							
教育の基礎理論B	講義	2				○							
子どもの心理学Ⅰ	講義	2				○							
子どもの心理学Ⅱ	講義	2				○							
子どもとリズム表現	実習	1						○					
社会福祉	講義		2	○									
子ども家庭福祉	講義		2			○							
子ども家庭支援論	講義		2			○							
幼児健康教育論	講義		2					○					
子どもの保健	講義		2					○					
子どもの健康と安全	演習		1					○					
子どもの理解と援助	演習		2					○					
子どもの食と理解	演習		1					○					
子どもの安全管理	講義		2					○					
幼少年スポーツ教育論	講義		2					○					
体育原理	講義		2	○									
スポーツ医学概論	講義		2	○									
運動障害救急法(含実習)	講義		2			○							
運動学(含運動方法学)	講義		2			○							
スポーツ栄養学	講義		2			○							
スポーツ史	講義		2			○							
衛生・公衆衛生学	講義		2			○							
卒業論文	論文		6										○

注 1) 発展科目は、必修を含め19単位以上を修得しなければならない。

2) 発展科目で、必要な単位を超えて修得した単位はすべて卒業単位に含めることができる。

4 応用科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
日本国憲法	講義		2			○							
教育の制度B	講義		2			○							
教育と社会	講義		2			○							
幼児理解の理論と方法 (教育相談、カウンセリング基礎を含む)	講義		2			○							
教育方法論B	講義		2					○					
保育内容指導論	演習		2					○					
乳児保育Ⅰ	講義		2			○							
乳児保育Ⅱ	演習		1			○							
社会的養護Ⅰ	講義		2			○							
社会的養護Ⅱ	演習		1					○					
障害児保育	演習		2					○					
子育て支援	演習		1					○					
教職論C	講義		2		○								
音楽表現Ⅰ	演習		2	○									
音楽表現Ⅱ	演習		2	○									

} 2単位
選択必修

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
絵画・造形表現Ⅰ	演習		2			○							
絵画・造形表現Ⅱ	演習		2			○							
運動・身体表現Ⅰ	演習		2			○							
運動・身体表現Ⅱ	演習		2			○							
保育原理	講義	2				○							
保育の教育課程（含保育の計画と評価）	講義	2						○					
子どもとことばⅠ	講義		2					○					
子どもとことばⅡ	講義		2					○					
保育内容総論	演習	2						○					
保育内容演習（健康）	演習	2						○					
保育内容演習（人間関係）	演習	2						○					
保育内容演習（環境）	演習	2						○					
保育内容演習（言葉）	演習	2						○					
保育内容演習（表現）	演習	2						○					
スポーツコーチング概論	講義		2			○							
スポーツトレーナー概論	講義		2			○							
スポーツマネジメント概論	講義		2			○							
ジュニアスポーツコーチング論	講義		2					○					
テーピング	実技	1	○										
レクリエーション実技Ⅰ	実技	1	○										
体操（含体づくり運動）	実技	1				○							
新体操	実技	1				○							
エアロビックダンス	実技	1						○					
テニス	実技	1	○										
卓球	実技	1	○										
バドミントン	実技	1	○										
ソフトボール	実技	1						○					
ボランティア活動実践A	実習	1	○										
ボランティア活動実践B	実習	1				○							
ボランティア活動実践C	実習	1						○					
ボランティア活動実践D	実習	1									○		
海外短期研修A	実習	1	○			○		○		○			
海外短期研修B	実習	1	○			○		○		○			
海外短期研修C	実習	1	○			○		○		○			
海外短期研修D	実習	1	○			○		○		○			

「認定」科目

「認定」科目

- 注 1) 応用科目は、必修を含め26単位以上修得しなければならない。
 2) 応用科目で、必要な単位を超えて修得した単位はすべて卒業単位に含めることができる。

5 資格関連科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
保育実習Ⅰ	実習		4					○					
保育実習Ⅱ	実習		2								○		
保育実習Ⅲ	実習		2								○		
保育実習指導Ⅰ	演習		2			○							
保育実習指導Ⅱ	演習		1					○					
保育実習指導Ⅲ	演習		1								○		
保育実践演習	演習		2								○		
幼稚園教育実習Ⅰ（事前事後指導）	講義		1					○			○		

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
幼稚園教育実習Ⅱ	実習		4								○		
特別支援教育論（幼児）	講義		2					○					
教職総合演習（幼稚園）	演習		2					○					
教職実践演習（幼稚園）	演習		2								○		

注 1) 資格関連科目は、修得した単位すべて卒業単位に含めることができる。

6 自由科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
レクリエーション実技Ⅱ	実技		1			○							
レジャー・レクリエーション論	講義		2			○							
スポーツマネジメント実習	実習		1			○							
アスレティックトレーニング論Ⅰ	講義		2			○							
トレーニング方法論	講義		2			○							
スポーツ医学A	講義		2			○							
スポーツ医学B	講義		2					○					
コンディショニング論	講義		2					○					
コンディショニング実習	実習		1					○					
体操（含体づくり運動）	実技		1			○							
陸上競技	実技		1	○									
水泳	実技		1	○									
器械運動	実技		1			○							
バレーボール	実技		1	○									
バスケットボール	実技		1			○							
ハンドボール	実技		1			○							
レクリエーション実技Ⅰ	実技		1	○									
サッカー	実技		1			○							
ラグビー	実技		1			○							
テニス	実技		1	○									
バドミントン	実技		1	○									
卓球	実技		1	○									
ソフトボール	実技		1					○					
野球	実技		1					○					
柔道	実技		1	○									
剣道	実技		1	○									
ダンスⅠ	実技		1	○									
海浜実習	実技		1	○									
スキーⅠ	実技		1	○									
キャンプ	実技		1	○									
スケート	実技		1	○									
体育原理	講義		2	○									
スポーツ経営学	講義		2	○									
スポーツ社会学	講義		2	○									
スポーツ心理学	講義		2	○									
運動学（含運動方法学）	講義		2			○							
スポーツバイオメカニクス	講義		2			○							
スポーツ史	講義		2					○					
解剖・生理学	講義		2	○									

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
運動生理学	講義		2			○							
スポーツ医学概論	講義		2	○									
スポーツ栄養学	講義		2			○							
衛生・公衆衛生学	講義		2			○							
運動障害救急法（含実習）	講義		2			○							
学校保健学	講義		2					○					
教職論A	講義		2	○									
教育の基礎理論A	講義		2			○							
教育の心理	講義		2			○							
教育の制度A	講義		2			○							
特別活動論	講義		2			○							
保健体育科教育論Ⅰ	講義		2			○							
保健体育科教育論Ⅱ	講義		2					○					
保健体育科教育論Ⅲ	講義		2					○					
道徳教育論	講義		2					○					
教育課程論	講義		2					○					
教育方法論A	講義		2					○					
教育相談	講義		2			○							
生徒指導論A(含進路指導及びキャリア教育の理論及び方法)	講義		2					○					
教育実習Ⅰ	講義		1					○		○			
教育実習Ⅳ	実習		4									○	
教職実践演習（中・高）	演習		2							○			
特別支援教育論（児童生徒）	講義		2					○					
「総合的な学習の時間」論	講義		2					○					

※ 但し、野球、卓球については、平成30年度入学生から適用する。

注 1) 修得した単位は、卒業単位に含めない。

仙台大学教育課程及び履修方法に関する規程<子ども運動教育学科>(平成31年度入学生用)「19番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則(以下「学則」という。)第34条の規定に基づき教育課程及び履修方法については、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が定める。

(保育士資格の取得)

第2条 本学科は児童福祉法に基づく保育士養成施設であり、本学科に所属する学生は保育士資格の取得に努めなければならない。

(教育課程の編成方法)

第3条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配分して構成する。

(授業科目の区分)

第4条 授業科目は、基礎科目、専門基礎科目、発展科目、応用科目及び自由科目に分ける。

2 基礎科目は、教養基礎科目、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)、海外文化科目及び人生設計科目に分ける。

(授業科目及び単位数)

第5条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(授業の方法)

第6条 授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

(基礎科目)

第7条 基礎科目については、教養基礎科目の5科目10単位(必修)、教養展開科目から7科目14単位以上、及び人生設計科目の3科目6単位(必修)、計30単位以上を修得しなければならない。なお、教養展開科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

2 基礎科目のうち海外文化科目については、修得した単位を、すべて卒業単位に含めることができる。

3 単位互換により修得した単位は、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)に含めることができる。単位互換の詳細については、学長決定として、学長が別に定める。

4 本条第1項にかかわらず、外国人留学生に関しては、教養基礎科目については、「英語A」、「英語B」に替えて「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」、「日本語Ⅲ」、「日本語Ⅳ」の4科目8単位(必修)を修得しなければならない。

また、教養展開科目について、「日本の文化Ⅰ」、「日本の文化Ⅱ」の2科目4単位(必修)を含む9科目18単位以上を修得しなければならない。

(専門基礎科目)

第8条 専門基礎科目については、講義科目11科目21単位及び実技科目2科目2単位以上(必修)計23単位以上修得しなければならない。

2 専門基礎科目で、必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(発展科目)

第9条 発展科目については、必修を含め19単位以上を修得しなければならない。必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(応用科目)

第10条 応用科目は、必修・選択必修科目を含め26単位以上修得しなければならない。必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(資格関連科目)

第11条 資格関連科目は、修得した単位全て卒業単位に含めることができる。

(自由科目)

第12条 自由科目は、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が別に定める他学科科目とする。修得した単位は卒業単位に含めない。

(履修の手続)

第13条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を決め、履修の登録をしなければならない。履修手続きについては、学長決定事項として、学長が別に定める。

2 前項の履修登録を行っていない授業科目は、履修することができない。

(C A P制)

第13条の2 学科・学年を問わず、1年間に履修登録できる単位数の上限を49単位とし、それを超えての履修登録はできない。

2 前項に関わらず、成績等により上記の単位数を超えて履修登録することができる。

3 第1項及び第2項に係るC A P制の運用に関する事項は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が別に定める。

(履修の取消)

第14条 履修登録した授業科目を途中で取り消す場合は、所定の手続きによって担当教員の許可を得るものとする。

(定期試験)

第15条 定期試験は、原則として学期末に行う。但し、必要があるときは、この限りではない。

2 試験は、筆答試験、レポート、口述試験等のいずれか又は併用によって行われる。但し、実験、実習及び実技については、平常の成績及び定められた課題によって行う。

(受験資格、受験方法等)

第16条 受験資格、受験方法等については、学長決定事項として、学長の命により教務委員会が別に定める。

(試験における不正行為)

第17条 試験において不正行為があった場合は、当該学期に受験した全科目を無効とする。

(追試験)

第18条 病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、その他やむを得ない事由により試験を受けることのできなかった者は、追試験を受けることができる。その詳細については、学長決定事項として、学長の命により教務委員会が別に定める。

(特別試験)

第19条 不合格となった授業科目の再試験は行わない。但し、卒業又は本学で認める資格取得に必要な科目の一定の単位が不足している者については、特別試験を行う。その詳細については、学長決定事項として、学長の命により教務委員会が別に定める。

(成績評価)

第20条 成績評価は、学年末又は授業が終わった学期末に行われる。

2 評価は、原則として試験の成績及び平常の学業成績に基づいて行われる。

3 履修成績の評価の区分は次に掲げるとおりとし、「可」以上を合格とする。

- ・「秀」 90点以上
- ・「優」 80点以上から89点まで
- ・「良」 70点以上から79点まで
- ・「可」 60点以上から69点まで
- ・「不可」 60点未満

4 前項にかかわらず、一部の科目については、次に掲げるとおりとし、「認定」を合格とする。

- ・「認定」 60点以上
- ・「不可」 60点未満

5 学則第31条の2、第31条の3、及び第32条の規程に基づき認定した単位等の評価は、「認定」とする。

6 大学教育における成績評価基準の標準化及び厳格な成績評価のために、GPA（グレードポイントアベレージ）による成績評価を行う。GPAの運用に関する事項は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が別に定める。

（再履修）

第21条 修得した授業科目は再履修することができない。

（単位の取消）

第22条 すでに修得した授業科目の単位は取り消すことができない。

（履修単位の保留）

第23条 当該学期の学費が未納の場合は、納入されるまでの間、履修した授業科目の単位は保留される。

（履修成績の通知）

第24条 履修成績は、成績通知書により通知する。

（修学改善勧告及び退学処分）

第25条 1年間に履修した授業科目につき、16単位以上を修得できない者（卒業単位を修得した者又は従前の修学状況等により修学改善勧告を行うことが適当でないと判断される者を除く）に対し、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が修学改善勧告を行う。

2 修学改善勧告を受けた者で、次年度においても改善の意思がないと判断される者については学則第38条に基づき退学処分とする。

（規程の改廃）

第26条 この規程は、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が改廃する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程の第4条は、平成29年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（1） 試 験 細 則

（趣旨）

第1条 この細則は、「教育課程及び履修方法に関する規程」（以下「規程」という。）第15、16、17、18、19条の規定に基づき、試験に関して学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が定める。

（試験の種類）

第2条 試験は、定期試験、追試験又は特別試験とする。

（定期試験）

第3条 定期試験は、「規程」第15条に定めるとおりとする。

（追試験）

第4条 追試験は、「規程」第18条に定めるとおりとする。

2 定期試験を受けることができないため追試験を受けようとする者は、その理由を明らかにする書類を添え、原則として授業終了日までに教育企画室に届け出て、追試験願を提出しなければならない。

3 追試験を許可された者は、所定の手数料を納入しなければならない。但し、病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、やむを得ない事由による追試験受験の場合は、手数料を徴収しない。

4 追試験は、当該学年の成績提出期限までに行うことを原則とする。

(特別試験)

第5条 特別試験は、「規程」第19条に定めるとおりとする。

- 2 特別試験は、卒業年次に履修した科目で、合格点に達しなかった科目4科目以内の学生に限り、受けることができる。
- 3 特別試験を受ける者は、教育企画室に届け出てその指示を受け、所定の手数料を添えて特別試験願を提出しなければならない。
- 4 特別試験は、学長決定事項として、学長が別に定める期間に行う。

(受験資格)

第6条 試験を受ける者は、次に掲げる各号を満たす者でなければならない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目を、その学年において登録していること。
- (2) 同一科目について前年度までに単位を修得していないこと。
- (3) 各履修科目の総授業時数の3分の2以上出席していること。

(受験の方法)

第7条 筆答試験を受ける者は、指定の日時・試験会場で受験しなければならない。レポート試験、又は口述試験を受ける者は、担当教員の指示により受験するものとする。

(細則の改廃)

第8条 この細則は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が改廃する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

(2) 受 験 心 得

受験に際しては、以下の事項を厳守すること。

- 1 指定された試験の日時・試験場で受験すること。
- 2 学生証は必ず携帯し、指定の座席の机の上に提示すること。
- 3 持込みを許可されたもの以外は、すべて腰掛の下に置くこと。(机の中に入れてはいけないこと。)
- 4 机の上にまぎらわしい文字が書き込んである場合は、挙手し、監督の点検を受けること。
- 5 教室の机、腰掛を監督者の許可なく、移動してはならない。
- 6 受験者は、試験開始後20分以上経過した場合は、入室できない。また、受験開始後30分を経過するまでは退室することはできない。
- 7 答案用紙を持ち帰ってはならない。
- 8 受験者は、試験場内において、一切不正な行為をしてはならない。
- 9 不正行為があった場合は、「仙台大学教育課程及び履修方法に関する規程」第17条により、当該学期に受験した全科目が無効となる。さらに、その他の処分が学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が決定することがある。
- 10 その他、試験場においては、すべて監督者の指示に従わなければならない。

仙台大学教職課程の履修等に関する規程〈子ども運動教育学科〉(平成31年度入学生用)「19番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則第33条の規定に基づき、教育職員免許状を取得する資格を得るための教職課程及びその履修方法、その他の必要事項については、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が定める。

(免許状の取得資格、免許状の種類)

第2条 本学子ども運動教育学科の卒業の要件を満たし、かつ本規程に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は、幼稚園教諭一種普通免許状を取得する資格を得ることができる。

(教育課程及び履修方法)

第3条 幼稚園教諭一種普通免許状を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表の定めるところによる。

(教育実習)

第4条 教育実習(事前事後指導を除く)は原則として、4年次で、かつ学長決定事項として、履修を認めた者を対象として学長がこれを行う。

なお、特別の事情がある者で、学長決定事項として、学長の命により教職支援センター企画運営委員会がそれを認めた場合は、3年次において履修することができる。

2 教育実習における教育実習校は、学長決定事項として、学長の命により教職支援センター企画運営委員会が定める。

3 教育実習に必要な書類は、本学所定のものによる。教育実習に要する経費は学生の負担とする。

(免許状の交付)

第5条 本規程の定めるところにより教育職員免許状の取得資格を得た者については、その者の申請に基づき、各都道府県教育委員会から当該免許状が交付される。

(その他)

第6条 教育実習に関する手続き等については、学長決定事項として、学長の命により教職支援センター企画運営委員会が定める。

(他規程の準用)

第7条 第3条に定める授業科目の履修手続き、試験及び成績等については、「仙台大学教育課程及び履修方法等に関する規程」を準用する。

(規程の改廃)

第8条 この規程は、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が改廃する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

別表（第3条「幼稚園教諭」関係）

	教職免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注
			授業科目名	履修年次及び単位数				
				学年	必修	選択		
① 領域及び保育内容の指導法に関する科目	(1) 領域に関する専門事項	(1) 国語	子どもとことばⅠ	3		2	「音楽表現Ⅰ」、「絵画・造形表現Ⅰ」及び「運動・身体表現Ⅰ」から2科目4単位を含めて10単位以上選択必修	
			子どもとことばⅡ	3		2		
		(2) 生活	子どもの生活Ⅰ	1		2		
			子どもの生活Ⅱ	1		2		
		(3) 音楽	音楽表現Ⅰ	1		2		
		音楽表現Ⅱ	1		2			
		(4) 図画工作	絵画・造形表現Ⅰ	2		2		
		絵画・造形表現Ⅱ	2		2			
		(5) 体育	運動・身体表現Ⅰ	2		2		
		運動・身体表現Ⅱ	2		2			
		(2) 保育内容の指導法	保育内容総論	3	2			必修
		保育内容指導論	3	2		必修		
		保育内容演習（健康）	3	2		必修		
		保育内容演習（人間関係）	3	2		必修		
		保育内容演習（環境）	3	2		必修		
		保育内容演習（言葉）	3	2		必修		
		保育内容演習（表現）	3	2		必修		
② 教育の基礎的理解に関する科目	(1) 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	4単位	教育の基礎理論B	2	2		必修	
			保育原理	2	2		必修	
	(2) 教職の意義及び教員の役割（チーム学校運営への対応を含む。）	2単位	教職論C	1	2		必修	
	(3) 教育に関する社会的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2単位	教育の制度B	2		2	} 1科目以上必修	
			教育と社会	2		2		
	(4) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	4単位	子どもの心理学Ⅰ	2	2		必修	
		子どもの心理学Ⅱ	2	2		必修		
(5) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解	2単位	特別支援教育論（幼児）	3	2		必修		
(6) 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	2単位	保育の教育課程（含保育の計画と評価）	2	2		必修		
③ 道徳、総合的な学習の時間、教育相談等に関する科目	(1) 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	2単位	教育方法論B	3	2		必修	
	(2) 幼児理解の理論及び方法		幼児理解の理論と方法	2	2		必修	
	(3) 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2単位	（教育相談、カウンセリング基礎を含む）					
④ 教育実践に関する科目	(1) 教育実習	5単位	幼稚園教育実習Ⅰ（事前・事後指導）	3・4	1		必修	
			幼稚園教育実習Ⅱ	4	4		必修	
	(2) 教職実践演習	2単位	教職実践演習（幼稚園）	4	2		必修	

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注
	授業科目名	履修年次及び単位数				
		学年	必修	選択		
⑤ 大学が独自に設定する科目	教職総合演習（幼稚園）	3		2	必修 必修 必修 必修 「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて修得した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育実践に関する科目」について、併せて7単位以上修得	
	子どもリズム表現	3	1			
	幼児体育指導論	2	2			
	幼児体育論	2	2			
	子どもと発育	1	2			
	7単位					

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数					合計
		領域及び保育内容の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	
幼稚園教諭一種普通免許状	学士の学位を有すること	16単位	10単位	4単位	7単位	14単位	51単位

【特記】幼稚園教諭〈一種〉免許状取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位（本学開講科目：「日本国憲法」〈2年／2単位〉）
2. 体育2単位（専門基礎科目の「体育講義」〈1年／1単位〉、「子どもとあそび」〈1年／1単位〉、「トレーニングの基礎」〈1年／1単位〉）
3. 外国語コミュニケーション 2単位（本学開講科目：「英語A」〈1年／2単位〉、「英語B」〈1年／2単位〉）
4. 情報機器の操作2単位（本学開講科目：「情報処理」〈1年／2単位〉）

仙台大学教育実習の履修許可基準に関する内規<子ども運動教育学科>(平成31年度入学生用)「19番代」

(趣旨)

第1条 教育実習の履修許可の基準は、本内規の定めるところによる。

(幼稚園教育実習Ⅰ(事前・事後指導)の履修許可条件)

第2条 幼稚園教育実習Ⅰ(事前・事後指導)は、原則として、前年度までに別表1に掲げる教職に関する科目から12単位以上を修得した者について履修を認める。

2 転入学及び編入学の学生については、前項にかかわらず、幼稚園教育実習Ⅰ(事前・事後指導)の履修を認めることがある。

(幼稚園教育実習Ⅱの履修許可基準)

第3条 幼稚園教育実習Ⅱは、原則として、前年度において幼稚園教育実習Ⅰを履修し、かつ別表1に掲げる教職に関する科目から22単位以上及び別表2に掲げる教科に関する科目から6単位以上を修得した者について履修を認める。

2 前項にかかわらず、幼稚園教育実習Ⅱを履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(科目等履修生に関する履修許可基準)

第4条 科目等履修生に関する教育実習の履修許可基準は、教育職員免許状取得に必要な単位のうち、教育実習を除き、未修得の単位数が20単位以下であることとする。

(内規の改廃)

第5条 この内規は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が改廃する。

附 則

1 この内規は、平成29年度入学生から適用する。

附 則

1 この内規は、平成31年度入学生から適用する。

別表1 教職に関する科目

科目名	開講学年	単位数
教職論C	1年次	2
教育の基礎理論B	2年次	2
保育原理	2年次	2
教育の制度B	2年次	2
教育と社会	2年次	2
子どもの心理学Ⅰ	2年次	2
子どもの心理学Ⅱ	2年次	2
幼児理解の理論と方法 (教育相談、カウンセリング基礎を含む)	2年次	2
保育の教育課程 (含保育の計画と評価)	3年次	2
保育内容総論	3年次	2
保育内容指導論	3年次	2
保育内容演習(健康)	3年次	2
保育内容演習(人間関係)	3年次	2
保育内容演習(環境)	3年次	2
保育内容演習(言葉)	3年次	2
保育内容演習(表現)	3年次	2
教育方法論B	3年次	2
特別支援教育論(幼児)	3年次	2

別表2 教科に関する科目

科目名	開講学年	単位数
子どもの生活Ⅰ	1年次	2
子どもの生活Ⅱ	1年次	2
音楽表現Ⅰ	1年次	2
音楽表現Ⅱ	1年次	2
絵画・造形表現Ⅰ	2年次	2
絵画・造形表現Ⅱ	2年次	2
運動・身体表現Ⅰ	2年次	2
運動・身体表現Ⅱ	2年次	2
子どもとことばⅠ	3年次	2
子どもとことばⅡ	3年次	2

仙台大学保育士養成に関する規程<子ども運動教育学科>(平成31年度入学生用)[19番代]

(趣旨)

第1条 仙台大学学則(以下「学則」という。)第34条に基づき、保育士の資格を取得するための授業科目及びその履修方法をこの規程に定める。

(名称)

第2条 児童福祉法(昭和22年法律第164条)に基づき指定を受ける学校は、仙台大学体育学部子ども運動教育学科(以下「養成学校」という。)と称する。

(定員)

第3条 養成学校の定員は、1学年あたり40名とする。

(履修方法)

第4条 養成学校では、学則、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法(以下「告示」という。)の定める所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 告示に定める所定の科目の養成学校での名称、履修方法は別表のとおりとする。

3 所定の科目のうち、保育実習は、次表の第3欄に掲げる施設につき、同表第2欄に掲げる履修方法により行うものとする。

実習施設 (第1欄)	履修方法(第2欄)		実習施設 (第3欄)
	単位数	施設における概ね実習日数	
保育実習Ⅰ	4	20日	(A)
保育実習Ⅱ	2	10日	(B)
保育実習Ⅲ	2	10日	(C)

一 第3欄に掲げる実習施設の種別は、次によるものとする。

(A) 保育所及び乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

(B) 保育所

(C) 児童厚生施設又は知的障害児通園施設その他社会福祉関係諸法令の規程に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの(保育所は除く)

二 保育実習Ⅰ(4単位)の履修方法は、保育所における実習2単位及び(A)に掲げる保育所以外の施設における実習2単位とする。

三 実習の許可については、別に定める「仙台大学保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの履修許可基準に関する内規」に基づきこれを行う。

4 養成学校においては、転入学、編入学、学則に基づく科目等履修生の履修は原則認めないものとする。

5 前各項の他、履修規程に関する細部は学則に基づく関係規程の定めるところによる。

(成績考査、卒業)

第5条 前条第2項別表の科目については、出席時間が定められた時間数の3分の2(但し、保育実習については5分の4)に満たない場合は当該科目の単位認定は行わない。

2 前項の他、養成学校における成績考査は、学則に基づく教育課程及び履修方法に関する規程に定めるところによる。

3 前条第2項に定める科目を履修し単位を修得した者で教授会の所定の手続きを経た者は、保育士の資格を取

得することができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

(その他)

第7条 前各条の他、養成学校の運営に必要な事項については、学則及び関係規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 別表の適用は、平成31年度入学生から適用する。

平成31年3月31日に在学する者に係る仙台大学保育士養成に関する規程については、なお従前の例による。

別表 保育士資格のための授業科目

区分・系列	厚労省告示教科目	左記に対する本学開講科目			備考		
		授業科目名	保育士資格取得に必要な科目の履修年次及び単位				
			学年	必修		選択	
教養科目	外国語、体育（実技・講義）以外の科目	導入演習	1		2	6単位以上 選択必修	
		情報処理	1		2		
		キャリアプランニングⅠ	1		2		
	外国語（演習）	英語A（含外国語コミュニケーション）	1		2		
		英語B（含外国語コミュニケーション）	1		2		
	体育（講義）	体育講義	1	1			
	体育（実技）	子どもとあそび	1	1			
	保育の本質・目的に関する科目	保育原理（講義）	保育原理	2	2		
		教育原理（講義）	教育の基礎理論B	2	2		
		子ども家庭福祉（講義）	子ども家庭福祉	2	2		
社会福祉（講義）		社会福祉	1	2			
子ども家庭支援論（講義）		子ども家庭支援論	2	2			
社会的養護Ⅰ（講義）		社会的養護Ⅰ	2	2			
保育者論（講義）		教職論C	1	2			
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学（講義）	子どもの心理学Ⅰ	2	2			
	子ども家庭支援の心理学（講義）	子どもの心理学Ⅱ	2	2			
	子どもの理解と援助（演習）	子どもの理解と援助	3	1			
	子どもの保健（講義）	子どもの保健	3	2			
	子どもの食と栄養（演習）	子どもの食と栄養	3	2			
保育士	保育の計画と評価（講義）	保育の教育課程（含保育の計画と評価）	3	2			
	保育内容総論（演習）	保育内容総論	3	2			
	保育内容演習（演習）	保育内容演習（健康）		3		2	5単位以上 選択必修
		保育内容演習（人間関係）		3		2	
		保育内容演習（環境）		3		2	
		保育内容演習（言葉）		3		2	
		保育内容演習（表現）		3		2	
	保育内容の理解と方法（演習）	音楽表現Ⅰ		1		2	4単位以上 選択必修
		音楽表現Ⅱ		1		2	
		絵画・造形表現Ⅰ		2		2	
		絵画・造形表現Ⅱ		2		2	
		運動・身体表現Ⅰ		2		2	
		運動・身体表現Ⅱ		2		2	
	乳児保育Ⅰ（講義）	乳児保育Ⅰ	2	2			
	乳児保育Ⅱ（演習）	乳児保育Ⅱ	2	1			
	子どもの健康と安全（演習）	子どもの健康と安全	3	1			
	障害児保育（演習）	障害児保育	3	2			
社会的養護Ⅱ（演習）	社会的養護Ⅱ	3	1				
子育て支援（演習）	子育て支援	3	1				
保育実習	保育実習Ⅰ（実習）	保育実習Ⅰ（実習）	3	4			
	保育実習指導Ⅰ（演習）	保育実習指導Ⅰ（演習）	2	2			
総合演習	保育実践演習（演習）	保育実践演習	4	2			

区分・系列	厚労省告示教科目	左記に対する本学開講科目				備考	
		授業科目名	保育士資格取得に必要な科目の履修年次及び単位				
			学年	必修	選択		
保育士	保育の本質・目的に関する科目 保育の対象の理解に関する科目 保育の内容・方法に関する科目	保育に関する科目	幼児体育論	1		2	6単位以上 選択必修
			子どもの生活Ⅰ	1		2	
			子どもの生活Ⅱ	1		2	
			子どもと発育	1		2	
			幼児体育指導論	2		2	
			子どもの安全管理	3		2	
			ダンスⅠ	1		1	
			子どもとリズム表現	3		1	
			子どもとことばⅠ	3		2	
	保育実習	保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ (実習)	保育実習Ⅱ	4		2	2単位以上 選択必修
保育実習Ⅲ			4		2		
保育実習指導Ⅱ又は 保育実習指導Ⅲ(演習)		保育実習指導Ⅱ	3		1	1単位以上 選択必修	
		保育実習指導Ⅲ	4		1		

仙台大学保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの履修許可基準に関する内規<子ども運動教育学科> (平成31年度入学生用)「19番代」

(趣旨)

第1条 保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの履修許可の基準は、本内規の定めるところによる。

(保育実習Ⅰの履修許可基準)

第2条 保育実習Ⅰは、原則として前年度までに別表1に掲げる科目について、単位修得又は履修登録している者について履修を認める。

2 前項にかかわらず、保育実習Ⅰを履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(保育実習Ⅱ・Ⅲの履修許可基準)

第3条 保育実習Ⅱ及びⅢは、原則として前年度において保育実習Ⅰを履修し、かつ別表2に掲げる科目について、単位修得又は履修登録している者について履修を認める。

2 前項にかかわらず、保育実習Ⅱ及びⅢを履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(内規の改廃)

第4条 この内規は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が改廃する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

別表1

科 目 名	開講学年	単位数
社会福祉	1年次	2
音楽表現Ⅰ	1年次	2
子どもの心理学Ⅰ	2年次	2
子ども家庭福祉	2年次	2
乳児保育Ⅰ	2年次	2
乳児保育Ⅱ	2年次	1
絵画・造形表現Ⅰ	2年次	2
運動・身体表現Ⅰ	2年次	2
保育原理	2年次	2
教職論C	1年次	2
子ども家庭支援論	2年次	2
保育実習指導Ⅰ	2年次	2

別表2

科 目 名	開講学年	単位数
社会的養護Ⅰ	2年次	2
子どもの保健	3年次	2
子どもの食と栄養	3年次	2
保育の教育課程 (含保育の計画と評価)	3年次	2
子育て支援	3年次	1
保育内容総論	3年次	2
保育内容演習(健康)	3年次	2
保育内容演習(人間関係)	3年次	2
保育内容演習(環境)	3年次	2
保育内容演習(言葉)	3年次	2
保育内容演習(表現)	3年次	2

カリキュラム 《子ども運動教育学科》

(平成29・30年度入学生用)「17・18番代」

子ども運動教育学科授業科目及び単位数
(平成29・30年度入学生用)「17・18番代」

教育課程及び履修方法に関する規程
(平成29・30年度入学生用)「17・18番代」

＜子ども運動教育学科＞

(1) 試験細則

(2) 受験心得

教職課程の履修等に関する規程
(平成29・30年度入学生用)「17・18番代」

＜子ども運動教育学科＞

教育実習の履修許可基準に関する内規
(平成29・30年度入学生用)「17・18番代」

＜子ども運動教育学科＞

仙台大学保育士養成に関する規程
(平成29・30年度入学生用)「17・18番代」

保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの履修許可基準に
関する内規

(平成29・30年度入学生用)「17・18番代」

子ども運動教育学科授業科目及び単位数 (平成29・30年度入学生用) 「17・18番代」

1 基礎科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考												
				1年		2年		3年		4年														
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年										
教養基礎科目	導入演習	演習	2		○																			
	情報処理	演習	2		○																			
	学習基礎教養演習	演習	2		○																			
	英語A (含外国語コミュニケーション)	演習	2		○																			
	英語B (含外国語コミュニケーション)	演習	2		○																			
教養 展 開 科 目	哲学入門	講義	2		○			○												3分野から1科目 以上計6単位以上 選択必修				
	現代の思想	講義	2		○			○													人文分野			
	心理学概論	講義	2		○			○														社会分野		
	人の心と行動	講義	2		○			○															社会分野	
	ことばと人間A	講義	2					○																社会分野
	ことばと人間B	講義	2					○																
	日本の文化I	講義	2		○															社会分野				
	日本の文化II	講義	2		○																社会分野			
	社会学概論	講義	2		○			○														社会分野		
	社会構造と人間関係	講義	2		○			○															社会分野	
	消費経済とスポーツ	講義	2		○			○																社会分野
	世界経済・日本経済とスポーツ	講義	2		○			○																
	法学	講義	2		○			○												社会分野				
	歴史学入門	講義	2		○			○													社会分野			
	歴史と人間	講義	2		○			○														社会分野		
	生物科学	講義	2		○			○															自然分野	
	エコロジー概論	講義	2		○			○																自然分野
	教養数学	講義	2		○			○																
	体育系大学の基礎教養	講義	2		○															「認定」科目				
	仙台大学の専門教養演習Ⅰ	演習	2						○												「認定」科目			
仙台大学の専門教養演習Ⅱ	演習	2								○									「認定」科目					
仙台大学の専門教養演習Ⅲ	演習	2		2																		「認定」科目		
全学教養演習	演習	2						○															「認定」科目	
海外 文 化 科 目	イングリッシュ・トランスレーション	演習	2							○														
	イングリッシュ・リーディングA	演習	2					○																
	イングリッシュ・リーディングB	演習	2					○																
	英会話A	演習	2					○																
	英会話B	演習	2					○																
	スポーツ&イングリッシュ	演習	2								○													
	ドイツ語Ⅰ	演習	2								○													
	ドイツ語Ⅱ	演習	2								○													
	スペイン語Ⅰ	演習	2								○													
	スペイン語Ⅱ	演習	2								○													
	中国語Ⅰ	演習	2						○															
	中国語Ⅱ	演習	2						○															
韓国語Ⅰ	演習	2						○																
韓国語Ⅱ	演習	2						○																

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考		
				1年		2年		3年		4年				
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年
科 海外文化 目	日本語Ⅰ	演習	2	○										
	日本語Ⅱ	演習	2	○										
	日本語Ⅲ	演習	2	○										
	日本語Ⅳ	演習	2	○										
科 人生設計 目	キャリアプランニングⅠ	講義	2	○										「認定」科目
	キャリアプランニングⅡ	講義	2			○								
	キャリアプランニングⅢ	講義	2					○						

- 注 1) 基礎科目は、教養基礎科目10単位、教養展開科目14単位以上及び、人生設計科目6単位の計30単位以上を修得しなければならない。
- 2) 基礎科目で、必要な単位を超えて修得した単位はすべて卒業単位に含めることができる。

2 専門基礎科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考		
				1年		2年		3年		4年				
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年
講義	スポーツ社会学	講義	2	○										
	スポーツ心理学	講義	2	○										
	スポーツバイオメカニクス	講義	2			○								
	運動生理学	講義	2			○								
	スポーツ指導の基礎(含実習)	講義	2			○								
	幼少年体育論	講義	2			○								
	子どもの生活Ⅰ	講義	2	○										
	子どもの生活Ⅱ	講義	2	○										
	体育講義	講義	1	○										
	幼児体育論	講義	2	○										
	子どもと発育	講義	2	○										
実技	子どもとあそび	実技	1	○										
	トレーニングの基礎	実技	1	○										
	陸上競技	実技	1	○										
	器械運動	実技	1			○								
	水泳	実技	1	○										
	バレーボール	実技	1	○										
	バスケットボール	実技	1	○										
	ハンドボール	実技	1	○										
	サッカー	実技	1			○								
	ラグビー	実技	1			○								
	柔道	実技	1	○										
	剣道	実技	1	○										
	ダンスⅠ	実技	1	○										
	海浜実習	実技	1	○										
	スキーⅠ	実技	1	○										
	スケート	実技	1	○										
	キャンプ	実技	1			○								

- 注 1) 専門基礎科目は、講義及び実技科目について、計23単位以上修得しなければならない。
- 2) 専門基礎科目で、必要な単位を超えて修得した単位はすべて卒業単位に含めることができる。

3 発展科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
幼児体育指導論	講義	2				○							
教育の基礎理論B	講義	2				○							
子どもの心理学Ⅰ	講義	2				○							
子どもの心理学Ⅱ	演習	2				○							
子どもとリズム表現	実習	1						○					
社会福祉	講義		2	○									
児童家庭福祉	講義		2			○							
家庭支援論	講義		2			○							
幼児健康教育論	講義		2					○					
子どもの保健Ⅰ	講義		4					○					
子どもの保健Ⅱ	演習		1					○					
子どもの食と栄養	演習		2					○					
子どもの安全管理	講義	2						○					
幼少年スポーツ教育論	講義	2						○					
体育原理	講義		2	○									
スポーツ医学概論	講義		2	○									
運動障害救急法(含実習)	講義		2			○							
運動学(含運動方法学)	講義		2			○							
スポーツ栄養学	講義		2			○							
スポーツ史	講義		2			○							
衛生・公衆衛生学	講義		2			○							
卒業論文	論文	6										○	

- 注 1) 発展科目は、必修を含め19単位以上を修得しなければならない。
 2) 発展科目で、必要な単位を超えて修得した単位はすべて卒業単位に含めることができる。

4 応用科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
日本国憲法	講義		2			○							
教育の制度B	講義		2			○							
教育と社会	講義		2			○							
幼児理解の理論と方法 (教育相談、カウンセリング基礎を含む)	講義	2				○							
教育方法論B	講義	2						○					
保育内容指導論	演習	2						○					
乳児保育	演習		2			○							
社会的養護内容	演習		1			○							
相談援助	演習		1			○							
社会的養護	講義		2					○					
障害児保育	演習		2					○					
保育相談支援	演習		1					○					
教職論C	講義	2		○									
音楽表現Ⅰ	演習		2	○									
音楽表現Ⅱ	演習		2	○									
絵画・造形表現Ⅰ	演習		2			○							

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考		
				1 年		2 年		3 年		4 年				
				半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年			
絵画・造形表現Ⅱ	演習		2			○								
運動・身体表現Ⅰ	演習		2			○								
運動・身体表現Ⅱ	演習		2			○								
保育原理	講義	2				○								
保育課程論	講義	2						○						
子どもとことばⅠ	講義		2					○						
子どもとことばⅡ	講義		2					○						
保育内容総論	演習	2						○						
保育内容演習（健康）	演習	2						○						
保育内容演習（人間関係）	演習	2						○						
保育内容演習（環境）	演習	2						○						
保育内容演習（言葉）	演習	2						○						
保育内容演習（表現）	演習	2						○						
スポーツコーチング概論	講義		2			○								
スポーツトレーナー概論	講義		2			○								
スポーツマネジメント概論	講義		2			○								
ジュニアスポーツコーチング論	講義		2					○						
テーピング	実技	1	○											
レクリエーション実技Ⅰ	実技	1	○											
体操（含体づくり運動）	実技	1				○								
新体操	実技	1				○								
エアロビックダンス	実技	1						○						
テニス	実技	1						○						
卓球	実技	1									○			
バドミントン	実技	1									○			
ソフトボール	実技	1									○			
ボランティア活動実践A	実習	1	○										「認定」科目	
ボランティア活動実践B	実習	1				○								
ボランティア活動実践C	実習	1						○						
ボランティア活動実践D	実習	1									○			
海外短期研修A	実習	1	○			○		○			○		「認定」科目	
海外短期研修B	実習	1	○			○		○			○			
海外短期研修C	実習	1	○			○		○			○			
海外短期研修D	実習	1	○			○		○			○			

- 注 1) 応用科目は、必修を含め26単位以上修得しなければならない。
2) 応用科目で、必要な単位を超えて修得した単位はすべて卒業単位に含めることができる。

5 資格関連科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
				半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
保育実習Ⅰ	実習		4					○					
保育実習Ⅱ	実習		2								○		
保育実習Ⅲ	実習		2								○		
保育実習指導Ⅰ	演習		2			○							
保育実習指導Ⅱ	演習		1					○					
保育実習指導Ⅲ	演習		1								○		
保育実践演習	演習		2								○		
幼稚園教育実習Ⅰ（事前事後指導）	講義		1					○			○		

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考		
				1年		2年		3年		4年				
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年			
幼稚園教育実習Ⅱ	実習		4									○		
教職総合演習（幼稚園）	演習		2						○					
教職実践演習（幼稚園）	演習		2									○		

注 1) 資格関連科目は、修得した単位すべて卒業単位に含めることができる。

6 自由科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考		
				1年		2年		3年		4年				
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年			
レクリエーション実技Ⅱ	実技		1			○								
レジャー・レクリエーション論	講義		2			○								
スポーツマネジメント実習	実習		1			○								
アスレティックトレーニング論Ⅰ	講義		2			○								
トレーニング方法論	講義		2			○								
スポーツ医学A	講義		2			○								
スポーツ医学B	講義		2					○						
コンディショニング論	講義		2					○						
コンディショニング実習	実習		1					○						
体操（含体づくり運動）	実技		1			○								
陸上競技	実技		1	○										
水泳	実技		1	○										
器械運動	実技		1			○								
バレーボール	実技		1	○										
バスケットボール	実技		1	○										
ハンドボール	実技		1	○										
レクリエーション実技Ⅰ	実技		1	○										
サッカー	実技		1			○								
ラグビー	実技		1			○								
テニス	実技		1					○						
バドミントン	実技		1									○		
卓球	実技		1									○		
ソフトボール	実技		1									○		
野球	実技		1									○		
柔道	実技		1	○										
剣道	実技		1	○										
ダンスⅠ	実技		1	○										
海浜実習	実技		1	○										
スキーⅠ	実技		1	○										
キャンプ	実技		1	○										
スケート	実技		1	○										
体育原理	講義		2	○										
スポーツ経営学	講義		2	○										
スポーツ社会学	講義		2	○										
スポーツ心理学	講義		2	○										
運動学（含運動方法学）	講義		2			○								
スポーツバイオメカニクス	講義		2			○								
スポーツ史	講義		2					○						
解剖・生理学	講義		2	○										
運動生理学	講義		2			○								

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
スポーツ医学概論	講義		2	○									
スポーツ栄養学	講義		2			○							
衛生・公衆衛生学	講義		2			○							
運動障害救急法（含実習）	講義		2			○							
学校保健学	講義		2					○					
教職論A	講義		2	○									
教育の基礎理論	講義		2			○							
教育の心理	講義		2			○							
教育の制度	講義		2			○							
特別活動論	講義		2			○							
保健体育科教育論Ⅰ	講義		2			○							
保健体育科教育論Ⅱ	講義		2					○					
保健体育科教育論Ⅲ	講義		2					○					
道徳教育論	講義		2					○					
教育課程論	講義		2					○					
教育方法論	講義		2					○					
教育相談	講義		2			○							
生徒指導論A（含進路指導の理論及び方法）	講義		2					○					
教育実習Ⅰ	講義		1					○		○			
教育実習Ⅳ	実習		4									○	
教職実践演習（教諭）	演習		2							○			

※ 但し、野球、卓球については、平成30年度入学生から適用する。

注 1) 修得した単位は、卒業単位に含めない。

教育課程及び履修方法に関する規程<子ども運動教育学科>(平成29・30年度入学生用)[17・18番代]

(趣旨)

第1条 仙台大学学則(以下「学則」という。)第34条の規定に基づき教育課程及び履修方法については、この規程の定めるところによる。

(保育士資格の取得)

第2条 本学科は児童福祉法に基づく保育士養成施設であり、本学科に所属する学生は保育士資格の取得に努めなければならない。

(教育課程の編成方法)

第3条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配分して構成する。

(授業科目の区分)

第4条 授業科目は、基礎科目、専門基礎科目、発展科目、応用科目、資格関連科目及び自由科目に分ける。

2 基礎科目は、教養基礎科目、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)、海外文化科目及び人生設計科目に分ける。

(授業科目及び単位数)

第5条 授業科目及び単位数は、別表の通りとする。

(授業の方法)

第6条 授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

(基礎科目)

第7条 基礎科目については、教養基礎科目の5科目10単位(必修)、教養展開科目から7科目14単位以上、及び人生設計科目の3科目6単位(必修)、計30単位以上を修得しなければならない。なお、教養展開科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

2 基礎科目のうち海外文化科目については、修得した単位を、すべて卒業単位に含めることができる。

3 単位互換により修得した単位は、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)に含めることができる。単位互換の詳細については、別に定める。

4 本条第1項にかかわらず、外国人留学生に関しては、教養基礎科目については、「英語A」、「英語B」に替えて「日本語I」、「日本語II」、「日本語III」、「日本語IV」の4科目8単位(必修)を修得しなければならない。

また、教養展開科目について、「日本の文化I」、「日本の文化II」の2科目4単位(必修)を含む9科目18単位以上を修得しなければならない。

(専門基礎科目)

第8条 専門基礎科目については、講義科目11科目21単位及び実技科目2科目2単位以上(必修)計23単位以上修得しなければならない。

2 専門基礎科目で、必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(発展科目)

第9条 発展科目については、必修を含め19単位以上を修得しなければならない。必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(応用科目)

第10条 応用科目は、必修・選択必修科目を含め26単位以上修得しなければならない。必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(資格関連科目)

第11条 資格関連科目は、修得した単位すべて卒業単位に含めることができる。

(自由科目)

第12条 自由科目は、別に定める他学科科目とする。修得した単位は卒業単位に含めない。

(履修の手続)

第13条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を決め履修の登録をしなければならない。履修手続については、別に定める。

2 前項の履修登録を行っていない授業科目は、履修することができない。

(C A P制)

第13条の2 学科・学年を問わず、1年間に履修登録できる単位数の上限を49単位とし、それを超えての履修登録はできない。

2 前項に関わらず、成績等により上記の単位数を超えて履修登録することができる。

3 第1項及び第2項に係るC A P制の運用に関する事項は、別に定める。

(履修の取消)

第14条 履修登録した授業科目を途中で取り消す場合は、所定の手続きによって担当教員の許可を得るものとする。

(定期試験)

第15条 定期試験は、原則として学期末に行う。但し、必要があるときは、この限りではない。

2 試験は、筆答試験、レポート、口述試験等のいずれか又は併用によって行われる。但し、実験、実習及び実技については、平常の成績及び定められた課題によって行う。

(受験資格、受験方法等)

第16条 受験資格、受験方法等については、別に定める。

(試験における不正行為)

第17条 試験において不正行為があった場合は、当該学期に受験した全科目を無効とする。

(追試験)

第18条 病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、その他やむを得ない事由により試験を受けることのできなかった者は、追試験を受けることができる。その詳細については、別に定める。

(特別試験)

第19条 不合格となった授業科目の再試験は行わない。但し、卒業又は本学で認める資格取得に必要な科目の一定の単位が不足している者については、特別試験を行う。その詳細については、別に定める。

(成績評価)

第20条 成績評価は、学年末又は授業が終わった学期末に行われる。

2 評価は、原則として試験の成績及び平常の学業成績に基づいて行われる。

3 履修成績の評価の区分は次に掲げるとおりとし、「可」以上を合格とする。

- ・「秀」 90点以上
- ・「優」 80点以上から89点まで
- ・「良」 70点以上から79点まで
- ・「可」 60点以上から69点まで
- ・「不可」 60点未満

4 前項にかかわらず、一部の科目については、次に掲げるとおりとし、「認定」を合格とする。

- ・「認定」 60点以上

・「不可」 60点未満

5 学則第31条の2、第31条の3、及び第32条の規程に基づき認定した単位等の評価は、「認定」とする。

6 大学教育における成績評価基準の標準化及び厳格な成績評価のために、G P A（グレードポイントアベレージ）による成績評価を行う。G P Aの運用に関する事項は別に定める。

（再履修）

第21条 修得した授業科目は再履修することができない。

（単位の取消）

第22条 すでに修得した授業科目の単位は取り消すことができない。

（履修単位の保留）

第23条 当該学期の学費が未納の場合は、納入されるまでの間、履修した授業科目の単位は保留される。

（履修成績の通知）

第24条 履修成績は、成績通知書により通知する。

（修学改善勧告及び退学処分）

第25条 1年間に履修した授業科目につき、16単位以上を修得できない者（卒業単位を修得した者又は従前の修学状況等により修学改善勧告を行うことが適当でないと判断される者を除く）に対し、修学改善勧告を行う。

2 修学改善勧告を受けた者で、次年度においても改善の意思がないと判断される者については学則第38条にもとづき退学処分とする。

（附 則）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（附 則）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程の第4条は、平成29年度入学生から適用する。

（1） 試 験 細 則

（趣旨）

第1条 この細則は、「教育課程及び履修方法に関する規程」（以下「規程」という。）第15、16、17、18、19条の規定に基づき、試験に関して必要な事項を定めるものである。

（試験の種類）

第2条 試験は、定期試験、追試験又は特別試験とする。

（定期試験）

第3条 定期試験は、「規程」第15条に定めるとおりとする。

（追試験）

第4条 追試験は、「規程」第18条に定めるとおりとする。

2 定期試験を受けることができないため追試験を受けようとする者は、その理由を明らかにする書類を添え、原則として授業終了日までに教育企画室に届け出て、追試験願を提出しなければならない。

3 追試験を許可された者は、所定の手数料を納入しなければならない。但し、病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、やむを得ない事由による追試験受験の場合は、手数料を徴収しない。

4 追試験は、当該学年の成績提出期限までに行うことを原則とする。

(特別試験)

第5条 特別試験は、「規程」第19条に定めるとおりとする。

- 2 特別試験は、卒業年次に履修した科目で、合格点に達しなかった科目4科目以内の学生に限り、受けることができる。
- 3 特別試験を受ける者は、教育企画室に届け出てその指示を受け、所定の手数料を添えて特別試験願を提出しなければならない。
- 4 特別試験は、別に定める期間に行う。

(受験資格)

第6条 試験を受ける者は、次に掲げる各号を満たす者でなければならない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目を、その学年において登録していること。
- (2) 同一科目について前年度までに単位を修得していないこと。
- (3) 各履修科目の総授業時数の3分の2以上出席していること。

(受験の方法)

第7条 筆答試験を受ける者は、指定の日時・試験会場で受験しなければならない。レポート試験、又は口述試験を受ける者は、担当教員の指示により受験するものとする。

(附 則)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 受 験 心 得

受験に際しては、以下の事項を厳守すること。

- 1 指定された試験の日時・試験場で受験すること。
- 2 学生証は必ず携帯し、指定の座席の机の上に提示すること。
- 3 持込みを許可されたもの以外は、すべて腰掛の下に置くこと。(机の中に入れてはいけないこと。)
- 4 机上にまぎらわしい文字が書き込んである場合は、挙手し、監督の点検を受けること。
- 5 教室の机、腰掛を監督者の許可なく、移動してはならない。
- 6 受験者は、試験開始後20分以上経過した場合は、入室できない。また、受験開始後30分を経過するまでは退室することはできない。
- 7 答案用紙を持ち帰ってはならない。
- 8 受験者は、試験場内において、一切不正な行為をしてはならない。
- 9 不正行為があった場合は、「教育課程及び履修方法に関する規程」第17条により、当該学期に受験した全科目が無効となる。さらに、その他の処分が教授会で決定されることがある。
- 10 その他、試験場においては、すべて監督者の指示に従わなければならない。

教職課程の履修等に関する規程〈子ども運動教育学科〉(平成29・30年度入学生用)「17・18番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則第33条の規定に基づき、教育職員免許状を取得する資格を得るための教職課程及びその履修方法、その他の必要事項については、この規程の定めるところによる。

(免許状の取得資格、免許状の種類)

第2条 本学子ども運動教育学科の卒業の要件を満たし、かつ本規程に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は、幼稚園教諭一種普通免許状を取得する資格を得ることができる。

(教育課程及び履修方法)

第3条 幼稚園教諭一種普通免許状を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表の定めるところによる。

(教育実習)

第4条 教育実習(事前事後指導を除く)は原則として、4年次で、かつ本学教職支援センター企画運営委員会において履修を認めた者を対象として行う。

なお、特別の事情がある者で、本学教職支援センター企画運営委員会がそれを認めた場合は、3年次において履修することができる。

2 教育実習における教育実習校は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。

3 教育実習に必要な書類は、本学所定のものによる。教育実習に要する経費は学生の負担とする。

4 その他教育実習についての詳細は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。

(免許状の交付)

第5条 本規程の定めるところにより教育職員免許状の取得資格を得た者については、その者の申請に基づき、各都道府県教育委員会から当該免許状が交付される。

(その他)

第6条 その他必要事項については、本学教職支援センター企画運営委員会がこれを定める。

(他規程の準用)

第7条 第3条に定める授業科目の履修手続き、試験及び成績等については、「仙台大学教育課程及び履修方法等に関する規程〈子ども運動教育学科〉」を準用する。

(附 則)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条「幼稚園教諭」関係）

	教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目			備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
		授業科目名	履修年次及び単位数				
			学年	必修			選択
① 教科 に 関 す る 科 目	(1)国語	子どもとことばⅠ	3		2	「音楽表現Ⅰ」、「絵画・造形表現Ⅰ」及び「運動・身体表現Ⅰ」から2科目4単位を含めて10単位以上選択必修	
		子どもとことばⅡ	3		2		
	(2)生活	子どもの生活Ⅰ	1		2		
		子どもの生活Ⅱ	1		2		
	(3)音楽	音楽表現Ⅰ	1		2		
		音楽表現Ⅱ	1		2		
	(4)図画工作	絵画・造形表現Ⅰ	2		2		
絵画・造形表現Ⅱ		2		2			
(5)体育	運動・身体表現Ⅰ	2		2			
	運動・身体表現Ⅱ	2		2			
	これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準じる内容の科目						
② 教 職 に 関 す る 科 目	(1)教職の意義等に関する科目 2単位	教職論C	1	2		必修	
	(2)教育の基礎理論に関する科目 6単位	教育の基礎理論B	2	2		必修	
		保育原理	2	2		必修	
		子どもの心理学Ⅰ	2	2		必修	
		子どもの心理学Ⅱ	2	2		必修	
		教育の制度B	2		2	「教育の制度B」及び「教育と社会」のうちから1科目以上選択必修	
	教育と社会	2		2			
	(3)教育課程及び指導法に関する科目 18単位	保育課程論	2	2		必修	
		保育内容総論	3	2		必修	
		保育内容指導論	3	2		必修	
保育内容演習（健康）		3	2		必修		
保育内容演習（人間関係）		3	2		必修		
保育内容演習（環境）		3	2		必修		
保育内容演習（言葉）		3	2		必修		
保育内容演習（表現）		3	2		必修		
教育方法論B	3	2		必修			
(4)生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目 2単位	幼児理解の理論と方法 (教育相談、カウンセリング基礎を含む)	2	2		必修		
(5)教育実習 5単位	幼稚園教育実習Ⅰ (事前・事後指導)	3・4	1		必修		
	幼稚園教育実習Ⅱ	4	4		必修		
(6)教職実践演習 2単位	教職実践演習（幼稚園）	4	2		必修		

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注
	授業科目名	履修年次及び単位数				
		学年	必修	選択		
③ 教科又は教職に関する科目	教職総合演習（幼稚園）	3		2	必修 必修 必修 必修 「教科又は教職に関する科目」又は最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」については、10単位以上修得	
	子どもリズム表現	3	1			
	幼児体育指導論	2	2			
	幼児体育論	2	2			
	子どもと発育	1	2			
	10単位					

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
幼稚園教諭一種普通免許	学士の学位を有すること	6単位	35単位	10単位	51単位

【特記】幼稚園教諭〈一種〉免許状取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位（本学開講科目：「日本国憲法」〈2年／2単位〉）
2. 体育2単位（専門基礎科目の「体育講義」〈1年／1単位〉、「子どもとあそび」〈1年／1単位〉、「トレーニングの基礎」〈1年／1単位〉）
3. 外国語コミュニケーション 2単位（本学開講科目：「英語A」〈1年／2単位〉、「英語B」〈1年／2単位〉）
4. 情報機器の操作2単位（本学開講科目：「情報処理」〈1年／2単位〉）

教育実習の履修許可基準に関する内規<子ども運動教育学科>(平成29・30年度入学生用)「17・18番代」

(趣旨)

第1条 教育実習の履修許可の基準は本内規の定めるところによる。

(幼稚園教育実習Ⅰ(事前・事後指導)の履修許可条件)

第2条 幼稚園教育実習Ⅰ(事前・事後指導)は、原則として、前年度までに別表1に掲げる教職に関する科目から10単位以上を修得した者について履修を認める。

2 転入学及び編入学の学生については、前項にかかわらず、幼稚園教育実習Ⅰ(事前・事後指導)の履修を認めることがある。

(幼稚園教育実習Ⅱの履修許可基準)

第3条 幼稚園教育実習Ⅱは、原則として、前年度において幼稚園教育実習Ⅰを履修し、かつ別表1に掲げる教職に関する科目から20単位以上及び別表2に掲げる教科に関する科目から6単位以上を修得した者について履修を認める。

2 前項にかかわらず、幼稚園教育実習Ⅱを履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(科目等履修生に関する履修許可基準)

第4条 科目等履修生に関する教育実習の履修許可基準は、教育職員免許状取得に必要な単位のうち、教育実習を除き、未修得の単位数が20単位以下であることとする。

(附 則)

1 この内規は、平成29年度入学生から適用する。

別表1 教職に関する科目

科目名	開講学年	単位数
教職論C	1年次	2
教育の基礎理論B	2年次	2
保育原理	2年次	2
教育の制度B	2年次	2
教育と社会	2年次	2
子どもの心理学Ⅰ	2年次	2
子どもの心理学Ⅱ	2年次	2
幼児理解の理論と方法 (教育相談、カウンセリング基礎を含む)	2年次	2
保育課程論	3年次	2
保育内容総論	3年次	2
保育内容指導論	3年次	2
保育内容演習(健康)	3年次	2
保育内容演習(人間関係)	3年次	2
保育内容演習(環境)	3年次	2
保育内容演習(言葉)	3年次	2
保育内容演習(表現)	3年次	2
教育方法論B	3年次	2

別表2 教科に関する科目

科目名	開講学年	単位数
子どもの生活Ⅰ	1年次	2
子どもの生活Ⅱ	1年次	2
音楽表現Ⅰ	1年次	2
音楽表現Ⅱ	1年次	2
絵画・造形表現Ⅰ	2年次	2
絵画・造形表現Ⅱ	2年次	2
運動・身体表現Ⅰ	2年次	2
運動・身体表現Ⅱ	2年次	2
子どもとことばⅠ	3年次	2
子どもとことばⅡ	3年次	2

仙台大学保育士養成に関する規程<子ども運動教育学科>(平成29・30年度入学生用)[17・18番代]

(趣旨)

第1条 「学校教育法」に基づく仙台大学学則（以下「大学学則」という。）第34条に基づき、保育士の資格を取得するための授業科目及びその履修方法をこの規程に定める。

(名称)

第2条 指定を受ける学校は、仙台大学体育学部子ども運動教育学科（以下「養成学校」という。）と称する。

(定員)

第3条 養成学校の定員は1学年あたり40名とする。

(履修方法)

第4条 養成学校では、大学学則、児童福祉法施行規則「指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」（以下「告示」という。）の定める所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 告示に定める所定の科目の養成学校での名称、履修方法は別表のとおりとする。

3 所定の科目のうち、保育実習は、次表の第3欄に掲げる施設につき、同表第2欄に掲げる履修方法により行うものとする。

実習施設 (第1欄)	履修方法(第2欄)		実習施設 (第3欄)
	単位数	施設における概ね実習日数	
保育実習Ⅰ	4	20日	(A)
保育実習Ⅱ	2	10日	(B)
保育実習Ⅲ	2	10日	(C)

一 第3欄に掲げる実習施設の種別は、次によるものとする。

(A) 保育所及び乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

(B) 保育所

(C) 児童厚生施設又は知的障害児通園施設その他社会福祉関係諸法令の規程に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの（保育所は除く）

二 保育実習Ⅰ 4単位の履修方法は、保育所における実習2単位及び(A)に掲げる保育所以外の施設における実習2単位とする。

三 実習の許可については、別に定める「保育実習の履修許可基準に関する内規」に基づきこれを行う。

4 養成学校においては、転入学、編入学、大学学則に基づく科目等履修生の履修は原則認めないものとする。

5 前各項の他、履修規程に関する細部は大学学則に基づく下部規程の定めるところによる。

(成績考査、卒業)

第5条 前条第2項別表の科目については、出席時間が定められた時間数の3分の2（但し、保育実習については5分の4）に満たない場合は当該科目の単位認定は行わない。

2 前項の他、養成学校における成績考査は、大学学則に基づく教育課程及び履修方法に関する規程に定めるところによる。

3 前条第2項に定める科目を履修し単位を修得した者で教授会の所定手続きを経た者は、保育士の資格を取得することができる。

(規程の改廃)

第6条 規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

(その他)

第7条 前各条の他、養成学校の運営に必要な事項については、大学学則及び下部規程の定めるところによる。

(附 則)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 保育士免許のための授業科目

区分・系列	厚労省告示教科目	左記に対応する本学開講科目				備考	
		授業科目名	保育士資格取得に必要な科目の履修年次及び単位				
			学年	必修	選択		
保育士	教養科目	外国語(演習)	英語A(含外国語コミュニケーション)	1		2	6単位以上選択必修
			英語B(含外国語コミュニケーション)	1		2	
		外国語、体育(講義・実技)以外の科目	導入演習	1		2	
			情報処理	1		2	
			キャリアプランニングⅠ	1		2	
		体育(講義)	体育講義	1	1		
	体育(実技)	子どもとあそび	1	1			
	保育の本質・目的に関する科目	保育原理(講義)	保育原理	2	2		
		教育原理(講義)	教育の基礎理論B	2	2		
		児童家庭福祉(講義)	児童家庭福祉	2	2		
		社会福祉(講義)	社会福祉	1	2		
		相談援助(演習)	相談援助	2	1		
		社会的養護(講義)	社会的養護	3	2		
		保育者論(講義)	教職論C	1	2		
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅰ(講義)	子どもの心理学Ⅰ	2	2		
		保育の心理学Ⅱ(演習)	子どもの心理学Ⅱ	2	2		
		子どもの保健Ⅰ(講義)	子どもの保健Ⅰ	3	4		
		子どもの保健Ⅱ(演習)	子どもの保健Ⅱ	3	1		
		子どもの食と栄養(演習)	子どもの食と栄養	3	2		
		家庭支援論(講義)	家庭支援論	2	2		
	保育の内容・方法に関する科目	保育課程論(講義)	保育課程論	3	2		
		保育内容総論(演習)	保育内容総論	3	2		
		保育内容演習(演習)	保育内容演習(健康)	3		2	
			保育内容演習(人間関係)	3		2	
			保育内容演習(環境)	3		2	
			保育内容演習(言葉)	3		2	
			保育内容演習(表現)	3		2	
乳児保育(演習)		乳児保育	2	2			
障害児保育(演習)		障害児保育	3	2			
社会的養護内容(演習)		社会的養護内容	2	1			
保育相談支援(演習)	保育相談支援	3	1				
保育の表現技術	保育の表現技術(演習)	音楽表現Ⅰ	1		2	4単位以上選択必修	
		音楽表現Ⅱ	1		2		
		絵画・造形表現Ⅰ	2		2		
		絵画・造形表現Ⅱ	2		2		
		運動・身体表現Ⅰ	2		2		
		運動・身体表現Ⅱ	2		2		
保育実習	保育実習Ⅰ(実習)	保育実習Ⅰ	3	4			
	保育実習指導Ⅰ(演習)	保育実習指導Ⅰ	2	2			
総合演習	保育実践演習(演習)	保育実践演習	4	2			

区 分 ・ 系 列	厚 労 省 告 示 教 科 目	左 記 に 対 応 す る 本 学 開 講 科 目				備 考	
		授 業 科 目 名	保 育 士 資 格 取 得 に 必 要 な 科 目 の 履 修 年 次 及 び 単 位				
			学 年	必 修	選 択		
保 育 士	保育の本質・目的に関する科目 保育の対象の理解に関する科目 保育の内容・方法に関する科目 保育の表現技術	幼児体育論	1		2	6単位以上選択必修	
		子どもの生活Ⅰ	1		2		
		子どもの生活Ⅱ	1		2		
		子どもと発育	1		2		
		幼児体育指導論	2		2		
		子どもの安全管理	3		2		
		ダンスⅠ	1		1		
		子どもとリズム表現	3		1		
		子どもとことばⅠ	3		2		
	保育実習	保育実習Ⅱ又は 保育実習Ⅲ(実習)	保育実習Ⅱ	4		2	2単位以上選択必修
			保育実習Ⅲ	4		2	
		保育実習指導Ⅱ又は 保育実習指導Ⅲ(演習)	保育実習指導Ⅱ	3		1	1単位以上選択必修
			保育実習指導Ⅲ	4		1	

保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの履修許可基準に関する内規<子ども運動教育学科>(平成29・30年度入学生用)[17・18番代]

(趣旨)

第1条 保育実習の履修許可の基準は、本内規の定めるところによる。

(保育実習Ⅰの履修許可基準)

第2条 保育実習Ⅰは、原則として前年度までに別表1に掲げる科目について、単位修得又は履修登録している者について履修を認める。

2 前項にかかわらず、保育実習Ⅰを履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(保育実習Ⅱ・Ⅲの履修許可基準)

第3条 保育実習Ⅱ及びⅢは、原則として前年度において保育実習Ⅰを履修し、かつ別表2に掲げる科目について、単位修得又は履修登録している者について履修を認める。

2 前項にかかわらず、保育実習Ⅱ及びⅢを履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(附 則)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

科目名	開講学年	単位数
社会福祉	1年次	2
音楽表現Ⅰ	1年次	2
子どもの心理学Ⅰ	2年次	2
児童家庭福祉	2年次	2
乳児保育	2年次	2
絵画・造形表現Ⅰ	2年次	2
運動・身体表現Ⅰ	2年次	2
保育原理	2年次	2
教職論C	1年次	2
相談援助	2年次	1
保育実習指導Ⅰ	2年次	2

別表2

科目名	開講学年	単位数
社会的養護	3年次	2
子どもの保健Ⅰ	3年次	4
子どもの食と栄養	3年次	2
保育課程論	3年次	2
保育内容総論	3年次	2
保育内容演習(健康)	3年次	2
保育内容演習(人間関係)	3年次	2
保育内容演習(環境)	3年次	2
保育内容演習(言葉)	3年次	2
保育内容演習(表現)	3年次	2

